

## 第2編 災害予防計画

### 第1章 災害に強い防災体制の確立

#### 第1節 防災活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図る。

##### 1 業務継続性の確保

(1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

カ 非常時優先業務の整理

##### 2 動員計画及び緊急連絡網の策定

防災機関は、個々の災害対策要員の配備態勢及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務時間外についても、緊急連絡網を定め迅速な防災活動体制を確保する。

##### 3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のため

のマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

#### 4 人材育成及び防災訓練の実施

##### (1) 人材の育成等

ア 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

##### (2) 水防訓練等の実施

防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

あわせて、大規模広域災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練の実施に努める。

また、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努める。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

市は、関係機関と合同で、河川の決壊等水害を想定した水防訓練を実施し、関係団体及び地域市民参加のもとに、水害時の避難、初動体制等の応急対策を習得し、併せて市民の災害予防意識の啓発を図る。

なお、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### (3) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

さらに、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、積極的に参加を呼びかけるなど、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

## 5 広域応援・受援体制の整備

### (1) 応援要請手続きの整備

県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の

共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。

## (2) 応援協定の締結等

### ア 相互応援協定の締結

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合においても速やかに災害対応を実施するため、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。

今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

### イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

### ウ 民間団体等との協定の締結等

災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(3) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(4) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(5) 広域消防相互応援

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(6) 自衛隊との連携強化

平常時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。

**様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況**

6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関

係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

### (3) 物資の輸送拠点

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、情報連絡体制の多重化など、通信施設の防災構造化を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。

### 1 情報連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡体制

被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### (2) 無線通信施設

ア 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、県防災行政無線及び関係機関の専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。

イ 災害対策本部、避難所等との無線通信ネットワークの整備を図る。

ウ 車載型無線機及び携帯型無線機の増設を図る。

エ 無線施設の定期点検を実施するとともに、平常時についてもこれらの施設を有効に活用する。

オ 災害時の通信混乱に備え、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。

#### (3) 有線通信施設

ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、

中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。

イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。

ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話及び衛星携帯電話の整備の充実に努める。

#### (4) 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

### 2 気象等観測体制の強化

#### (1) 気象等観測施設及び設備の整備

気象、水象等の自然現象の観測又は予測に必要な気象等観測施設、設備を整備し、的確な気象情報の把握に努める。

#### 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

#### 気象等観測施設・設備等

#### (2) 関係機関からの情報収集

気象、水象情報を迅速かつ確実に把握するため、水象情報等に関する専門的な知識、技術を有する業者等と委託契約を締結し、観測レーダー等による情報を端末機で収集する。これらの情報は、定時又は作成時に更新され、随時に最新情報として確認できるものとする。

### 3 市民への広報体制の整備

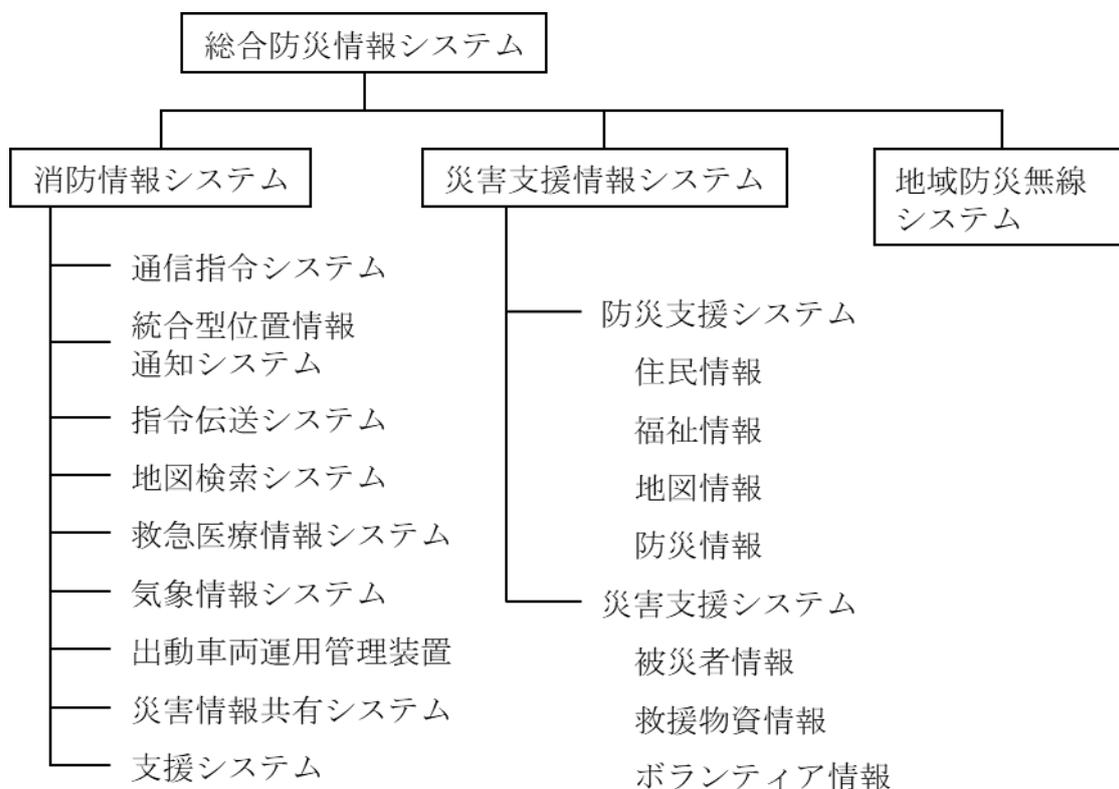
#### (1) スピーカー等の広報装置を積載した公用車を充実し、市民への確実な広報

に努める。

- (2) CATV等の地域密着型メディアと連携し、地域の災害情報をリアルタイムで市民に伝達できるよう災害放送の役割の明確化を図る。
- (3) 広報誌、広報号外、インターネット、携帯メール、ファクシミリ等、複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備充実を図る。
- (4) 要配慮者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (5) 市外へ避難した市民に対して、インターネット等による復旧情報が提供できるよう体制の整備を図る。

#### 4 総合防災情報システム

被災者への支援を迅速に実施するため、防災無線システムを整備するとともに、各種の情報をデータベース化した災害支援情報システムを構築し、消防情報システムとの連携を図り総合防災情報システムの整備に努める。また、地図情報との連携を図ることにより、被害状況を正確に把握し、支援対策や復旧・復興計画に活用する。



### 第3節 非常用物資の備蓄

災害に対する非常用物資の備蓄として、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及びスーパーマーケット等における流通備蓄体制を整備する。

## 1 食糧及び生活必需品

### (1) 個人備蓄

各家庭においては、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食糧及び生活必需品を備蓄する。

### (2) 行政備蓄

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

ア 非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数(15,000人)の3食×3日分の食糧を備蓄する。

イ 指定避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な次の食糧及び生活必需品を備蓄する。

食糧	アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク等
生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、

	懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等
--	---

(3) 流通備蓄

災害時に物資を供給できる事業者と協定を締結し、食糧及び生活必需品の確保を図る。

2 防災用資機材

- (1) 自主防災組織に対して、防災用資機材を貸与する。
- (2) 水防倉庫、指定避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。

防災用資機材	発電機、投光機、LEDランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット、特設公衆電話等
--------	---

3 防疫・衛生用資機材

- (1) 消毒用の薬剤など防疫・衛生用資機材を備蓄する。
- (2) 組立式仮設トイレを備蓄する。

4 備蓄品等の管理

指定避難所等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的に実施し、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。

**様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄**

## 第4節 消防救急体制の整備

大規模火災、風水害等から市民の生命、財産を保護するため、防火意識の高揚、消防体制の強化充実、危険物施設の保安対策に努める。

1 大規模火災における消防体制の整備

(1) 出火の防止対策

ア 消防本部

消防本部は、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い、維持管理等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。

イ 防火管理者

防火管理者は、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的にも実施するほか、消防用設備の機能維持及び火気使用設備の安全管理を行う。

#### ウ 自主防災組織等

区・町内会・自治会の自主防災組織、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等各種団体は、防災訓練及び家庭の防火診断等の機会をとらえて、消火器具等の取扱いの訓練を実施する。

#### エ 建築同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、増改築に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築同意制度の効果的な運用を図る。

### (2) 常備消防力の強化

市における常備消防力は、1 消防本部、1 消防署及び5 消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、大規模災害に対する広域消防体制の整備を図る。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平常時において警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

## 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

### 消防本部（署）・消防団保有の消防力

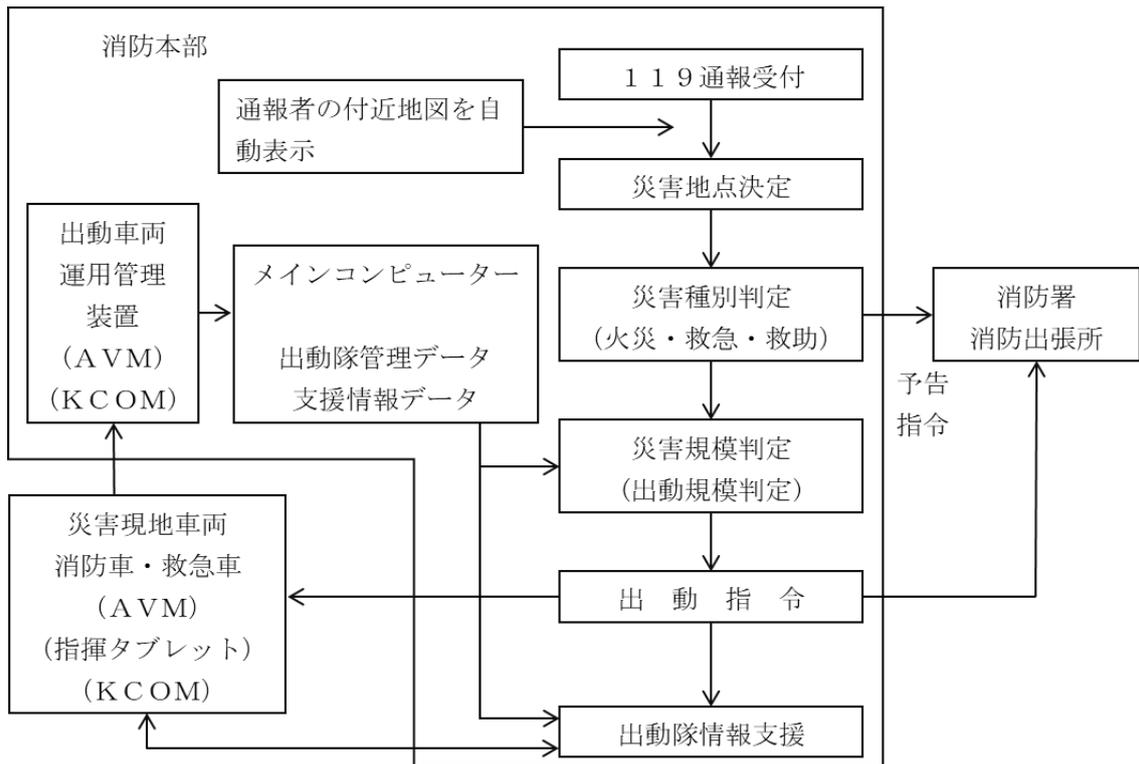
#### (3) 消防団の強化

消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。

#### (4) 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。

## 消 防 情 報 シ ス テ ム



### (5) 消防水利の確保

大規模火災に対する防災体制の確立を図るため、消火栓の整備及び耐震性貯水槽の設置を計画的に推進する。また、利用可能な池、井戸、河川等の自然水利の状況について事前に調査する。

### 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

#### 消防水利

#### 2 救急・救助体制の整備

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機器、担架・救命胴衣等の救助用資器材を消防署、消防出張所等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。

### 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

#### 救助用資機材等

#### 3 危険物施設等の予防対策

##### (1) 石油類等

ア 石油類等の危険物施設の所有者等は、危険物施設の保全に努めるとともに、自衛消防隊の組織化を推進し、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。また、危険物取扱者や保安監督者を定め、危険物及び危険物施

設の適正な管理に努める。

イ 危険物取扱者は、知事が実施する危険物の取扱作業に関する保安講習を受ける。

ウ 消防本部は、特殊火災に対処するため、化学消防車、消火薬剤等の整備を図り化学消防力の強化に努めるとともに、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所について、法令に定める技術上の基準に従って適切に維持管理されているかを定期又は随時に査察し、危険物の保安確保を指導する。

## (2) 高圧ガス及び毒物劇物等

ア 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を取り扱う施設にあっては、それぞれ法令に定める保安上の基準に従って施設の保全に努める。また、保安責任者等を定め、災害時の自主保安体制の確立を図る。

イ 消防本部は、消防法第9条の3に基づき、消防活動阻害物質として定められた高圧ガス、毒物劇物等を使用する施設の実態の把握に努める。

ウ 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質の取扱施設における火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の参考とする。

## (3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

## 4 航空災害対策

消防本部は、航空機の墜落等大規模な航空事故に備え、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市及び名古屋市））と連携し、毎年1回消火救難訓練を実施する。

## 5 鉄道災害対策

消防本部は、列車の衝突等による多数の死傷者の発生等の大規模鉄道災害に備え、次の対策を講ずる。

(1) 災害に対応できるよう、救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 災害時の情報通信手段を確保し、運用・管理、整備等に努める。

(3) 災害を想定し、鉄軌道事業者と連携した防災体制の強化を図る。

## 6 道路災害対策

消防本部、道路管理者等は、トンネル、橋りょう等の被災による多数の死傷者の発生等大規模道路災害に備え、次の対策を講ずる。

- (1) 道路管理者は、道路建造物の定期的な点検を行い事故防止に努める。
- (2) 道路管理者等は、道路災害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練の実施に努め、防災体制の強化を図るとともに災害時の情報通信手段を確保し、運用・管理、整備等に努める。
- (3) 消防本部は、災害に対応できるよう、救急救助用資機材の整備に努める。
- (4) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

## 7 林野火災の防止対策

林野火災の発生を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努め、林野巡視、防火施設の整備等林野火災の防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。

# 第5節 応急医療体制の整備

災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。

## 1 医療体制の整備

### (1) 医療活動体制の整備

平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力を得て災害現場での救護所を開設できるよう体制の整備を図る。

### (2) 広域医療体制の整備

県が2次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。

また、搬送が必要な多数の傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等のほか、ボランティア団体による移送手段や燃料及び車両等の確保について連

携体制の整備を図る。

### (3) トリアージ（負傷者選別）

災害で多くの負傷者が出た場合に備えて、既に県下において統一されたトリアージ方法の運用を図る。また、トリアージ等災害医療知識の普及、啓発を図る。

（注）トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者を最優先治療群（赤色）、非緊急治療群（黄色）、軽処置群（緑色）、不処置群及び死亡（黒色）に振り分けることをいう。

## 2 ライフライン確保対策の促進

災害時に、医療機関のライフラインを速やかに復旧確保するための対策を講ずる。

## 3 医薬品等の確保

### (1) 医薬品

災害時の緊急医療活動に利用できるよう総合保健医療センターの医薬品の在庫の拡充を図る。また、「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。

### (2) 衛生用品及び常備薬

指定一般避難所(小学校保健室)における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。

## 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 医療施設等

## 第6節 広域応援派遣体制の整備

### 1 広域応援派遣体制の整備

他の市町村が被災した場合の応援派遣を想定し、必要な派遣体制の整備を図る。

### 2 救援物資の支援体制

他の市町村が被害を受けた場合の物資支援を想定し、必要な支援体制の整備を図る。

## 第2章 市民の防災行動力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

#### 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及

##### (1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、市及び県は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動

コ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

サ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

セ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

## (2) 防災に関する知識の普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、水防・土砂災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

## (3) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

## (4) 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 通信量の増加抑制

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

## 第2節 学校等における防災教育及び安全対策

風水害等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児、認定こども園及び小規模保育事業所の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

### 1 児童等への防災対策

#### (1) 防災組織の整備

学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全の確保を最優先する。

#### (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施

学校等での災害を未然に防止し、災害による教育活動等への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な防災教育を行う。

##### ア 児童等に対する防災教育

児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。

さらに、市及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成並びに技能の向上を図る。

ウ 防災思想の普及

P T A等の研修会、各種講座等社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

ア 計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの指導助言を受ける。

イ 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況及び児童等の発達段階を考慮して、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。また、訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全対策

児童等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校等で樹立し、平素から児童等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、春日井市安全なまちづくり協議会等と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方

法を確認しておく。

- (エ) 児童等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

#### イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
  - (イ) 通学路における危険箇所については、児童等への注意と保護者への周知徹底を図る。
  - (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。
- (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童等の安全を図るため、これら建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 施設・設備の点検及び整備

施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努め、これらの改善を図る。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

### 第3節 自主防災組織の推進

地域における被害の拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの活動、要配慮者への支援、避難所の運営支援など地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。地域での防災活動を効果的に行うため、地域の実情に応じた自主防災組織を全市的に設置し、災害の発生に備えた日頃からの活動の推進を

図る。このため、市及び県は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

### 1 組織の育成

市は、講習会、防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、区、町内会、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

### 2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動内容

区 分	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報
消 火	1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検	出火防止及び初期消火
救出及び救護	1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握	1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分
避難誘導	避難訓練	避難誘導
給食及び給水	給食及び給水訓練	給食及び給水  (避難所運営支援)

### 3 活動に対する市の支援

#### (1) 技術指導の実施

市は、自主防災組織のリーダー研修の実施や安否確認訓練を通じ、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。

市及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワ

ーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

#### ア 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

#### イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

#### ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

なお、県は、市が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。

### (2) 資器材の整備

市は、防災器具庫をはじめ組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。

#### 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資器材の備蓄

#### 自主防災組織に対する防災用資器材の貸与

## 第4節 防災ボランティアとの連携

災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携協力体制を平常時から推進し、活動の支援を行う。

### 1 連携協力体制の推進

- (1) 市及び県は、市民のボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進する。また、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等（以下、「NPO・ボランティア団体等」という。）が連携・協力や、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動の支援や活動調整を行う組

織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。

市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を開催する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

- (2) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

## 2 活動の支援

### (1) 受入体制の整備

ア ボランティアの受入れに必要な資機材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。

イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害救援ボランティアセンター等に活動できるスペースの確保を図る。

ウ 春日井安全アカデミーを卒業し、ボニター養成講座を修了したボニター

や、愛知県ボランティアコーディネーター養成講座を修了した者はボランティアコーディネーターとしてボランティア活動の調整役となるため、その養成に努める。

エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

オ 災害救援ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

カ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

## (2) 活動の啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、防災訓練等を通じて普及啓発を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常活動で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

## 第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が

作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

## 1 要配慮者

- (1) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知する能力がない者又は困難な者
- (2) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知しても救助者に伝えることができない者又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受けることができない者又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない者又は困難な者

## 2 避難行動要支援者対策

- (1) 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。
- (2) 避難行動要支援者名簿の整備等

### ア 要配慮者の把握

災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるほか、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあることに留意する。

### イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関

係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿をもって、これにあてることができる。以下同じ。）を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

#### ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

#### エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について定めておく。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

### (3) 個別避難計画の作成等

#### ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項を

記載した個別避難計画を作成するよう努める。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

#### イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

#### ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援も役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### (4) 避難行動要支援者の移送等

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から指定福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者

等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練

- (1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育やNPO・ボランティア等と連携した防災訓練の実施に努める。
- (2) 外国人等に対し、防災パンフレットや各種行事等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

イ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所及び避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

### 4 応援協力体制

- (1) 災害時における要配慮者の受入施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設等との協力体制を整備する。
- (2) 要配慮者の安全を確保するため、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

### 5 情報連絡体制

要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員・児童委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。

### 6 指定福祉避難所の整備

- (1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(4) 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

## 7 人にやさしいまちづくり

道路の段差の解消など要配慮者に配慮したまちづくりに努める。

## 8 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

- (1) 自衛防災組織体制の整備
- (2) 緊急連絡体制の整備
- (3) 防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 防災備品等の整備
- (5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

#### 災害時における要援護者等の受入に関する 協定書

## 9 要配慮者利用施設に係る災害対策

災害時に、自主避難が困難な要配慮者利用施設に係る土砂災害対策等の推進を図る。

- (1) 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区など土砂災害の危険区域等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。
- (2) 調査結果に基づき、施設の管理者又は防災責任者に対し、その旨を通知する。
- (3) 市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。
- (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地についてこの計画に定めるとともに、住民への周知を図る。
- (5) この計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

## 10 避難行動の促進対策

- (1) 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。
- (2) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

- (3) あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。
- (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実

施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

#### 11 災害ケースマネジメント

市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

## 第6節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

### 1 マニュアルの作成

避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること
  - ア 気象予警報及び気象情報
  - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
  - ウ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定する。
  - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
  - イ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域等）
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確

にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること

- (6) 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「緊急安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（「警戒レベル5」）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

ア 避難の指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、

事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

## 2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

## 3 事前準備

避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

# 第7節 避難誘導等に係る計画の策定

## 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

### (1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路及び誘導方法

エ 指定緊急避難場所開放、指定一般避難所及び指定福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護

オ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の管理に関する事項

- (ア) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、指定緊急避難場所及び指定避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・

衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

エ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

## 2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関する措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

### 様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所

水防法第15条第1項第4号口の施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設

## 第8節 帰宅困難者対策

### 1 基本原則

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

#### (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

#### (2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施

設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第3章 災害に強い都市の形成

### 第1節 防災まちづくりの推進

風水害等の災害に対して、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地域防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

#### 1 市街地の整備

##### (1) 面的な整備事業の推進

都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

##### (2) 防火地域及び準防火地域の指定

建築物の密集地域における火災発生時の延焼防止を図るため、集団的な防火に対する規制として防火地域及び準防火地域の指定を行い、都市防火の効果を高め、安全な市街地の形成を図る。特に、土地の高度利用を図る地域、主要な避難路の沿道で不燃化を促進する必要がある地域等が指定されるように努める。

防火地域及び準防火地域の指定状況

区 分	防火地域	準防火地域
面 積	38 ha	2,101 ha

#### 2 宅地等の安全対策

##### (1) 宅地等造成行為の指導

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域において、安全な宅地を確保するため、無届行為の監視など法律の適正な

運用に努める。

(2) 土石流等の災害防止

市域の約3分の1は砂防指定地に指定されており、災害時の土砂流出及び二次災害の防止に努める。また、砂防指定地内における開発行為については、県と協力して無届行為の監視強化など法律の適正な運用に努める。

(3) 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定士の養成に努め、体制整備を図る。

(4) 治山対策

山地災害危険地区など土砂災害の危険区域等に所在する、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

(5) 土砂災害対策の推進

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害(特別)警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難指示等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

(6) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(7) ハザードマップの作成及び周知

市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

(8) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用

施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

(イ) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市への報告

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

オ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

(9) 農地防災対策

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農

業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資する。

(10) ため池

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。

(11) 空き家等の安全対策

市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(12) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

危険地区の定義

危険地区の名称		定 義
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

## 土砂災害警戒区域等の定義

警戒区域等の名称		定義
土砂災害 警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上部から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害 特別警戒 区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

### 様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

山地災害危険地区

土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設  
（土砂災害警戒区域内施設）

### 3 文化財の保護

#### (1) 文化財の保存（保管）状況の把握

県がクラウド上に作成した「文化財レスキュー台帳」により共有する。

#### (2) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

#### (3) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

#### (4) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

#### (5) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

#### (6) 防火・消防施設等の設置

貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。

(7) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

4 安全なまちづくり

「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。

## 第2節 都市基盤整備の推進

道路、河川等の公共施設の整備・改良に努め、風水害等の災害に対する安全性を確保するとともに、総合的な治水・排水対策を促進する。

1 公共施設

(1) 道路

ア 道路防災対策

(ア) 浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

(イ) 山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

イ 道路の排水対策

雨又は溢水による道路面の流失防止や、法面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等道路の排水施設を充実するとともに、道路を良好な状態に保つため平素から点検補修や清掃等の維持管理に努める。

ウ 道路の冠水、埋没等の措置

(ア) 警察及び道路管理者と協力し、速やかに通行止等の措置がとれるよう体制の整備を図る。

(イ) 排水ポンプ等は、平素から正常に作動するよう点検整備を実施するとともに、冠水時には道路情報板による通行止等の措置ができるよう設備の充実に努める。

(ウ) 土砂崩れ等による道路の埋没や陥没に対処できるよう、関係団体等と

協議し、緊急時に即応できる体制を整備する。

(2) 公園等

災害時に、緊急的な避難場所や延焼遮断地帯として、有効に機能する公園及び緑地帯の整備に努め、計画に当たっては、規模及び適正な配置に留意する。

(3) 河川等

ア 河川管理者は、決壊、溢水等の水害を防止するため、関係機関と協力して河川及びため池の堤防や護岸等河川構造物の改修、改良に努める。

イ 市は、流域内の開発等に伴う地域の保水、遊水機能の低下に対処できるよう、市排水基本計画に基づく総合的な治水対策の推進を図る。

ウ 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、市・県・国、地元企業等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

エ 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

オ 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

カ 市民の自発的な行動の促進

市は県と連携し、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

キ 水災害連携の連絡会・協議会

(ア) 土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議

水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、国や県、流域市町村やその他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減に取り組む。

(イ) 庄内川木曾川圏域水防災協議会

水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、県や流域市町村、その他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動に取り組む。

(ウ) 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

ク 洪水浸水想定区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

庄内川（国土交通大臣指定）

○ 水位情報を周知する河川

八田川、内津川（県知事指定）

ケ 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域とし

て指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

コ 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。

また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

サ 浸水想定区域における措置

(ア) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

a 洪水予報等の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

c 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

d 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(c)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

(a) 地下街等（※）でその利用者の洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

(b) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円

滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(c) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

e dを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(1) ハザードマップの配布

市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所・避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

シ 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市への報告及び公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者

の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(イ) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施及び市への報告

(ウ) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告

(エ) 施設管理者等に対する支援

市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該地下街の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

a 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

b 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市への報告

(イ) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したときは、市への報告を行わなければならない。

(ウ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(エ) 施設管理者等に対する支援

市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(オ) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(カ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

セ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(7) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(イ) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(ウ) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

(4) 鉄道

鉄道事業者は、災害時の旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の事項について対策を講ずる。

ア 鉄道施設等の防災構造化

イ 安全施設等の整備

2 都市排水対策

市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を総合的に推進する。

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(3) 総合的な排水対策

市街地の排水対策にあたっては、土地区画整理事業等の都市基盤整備事業

に併せ、総合的な排水対策を推進するよう努める。

ア 過去の浸水状況等を参考の上、排水不良地域の実態の調査・把握に努める。

イ 側溝、下水道、河川等は一体となり排水するので、計画及び事業の実施に当たっては、相互の調整を十分図るよう努める。

ウ 下水道法に基づく浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

エ 公園等の公共施設に、雨水貯留槽、浸透施設等の設置を積極的に推進する。

オ 地蔵川及び八田川の排水対策として、治水安全度の向上を図るよう改修工法を検討し、国及び県に積極的に要望する。

カ 水防注意箇所について、国及び県と具体的な水防工法を検討する。

キ 水防倉庫を整備し、水防活動に必要な排水ポンプ、杭木、土のう、スコップ等の資機材を備蓄する。

ク 排水機場の運転管理者は、河川水位を基準として排水機の運転及び停止（運転調整含む）に関し、対応するものとする。

## 様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所

### 河川・ため池注意箇所

## 第3節 防災対策施設の整備

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、重要な施設の役割・機能を明確にし、必要な設備及び資機材の整備に努める。なお、公共建築物の新設等に際しては必要な浸水対策等を促進する。

### 1 市役所庁舎

災害時の中枢として災害対策本部を設置し、総合的な情報の収集、市の意思決定を行い、応急対策、復旧対策を実施する。

(1) 災害対策本部の機能が円滑に実施できるよう総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 庁舎屋上に番号標示を行い、ヘリコプター等からの災害応急活動の効率化を図る。

### 2 指定避難所等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### (1) 指定避難所等の指定

避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

さらに、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。ただし、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

#### ア 指定一般避難所

災害時の避難所として次の小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

指定一般 避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、西藤山台運動交流ひろば、中部大学、南城中
-------------	--

イ 指定福祉避難所

要配慮者を受け入れるための避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

指定福祉 避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、グリーンパレス春日井、南部ふれあいセンター、第一希望の家、第二希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家
-------------	--

(注) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を受入。

ウ 指定緊急避難場所

(ア) 広域避難場所

大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。

(イ) 緊急避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。

市では、この一次避難場所については、その規模及び人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定し、標示板を設置するなど市民に周知する。

エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備

指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所に

における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。

#### オ 避難所の追認

災害時に、複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設等へ避難した場合は、申し出によりその場所を新たに避難所として追認、登録し、指定避難所と同様の支援を行う。

### (2) 指定避難所の整備

ア 避難者を受け入れる場所、医療、物資保管、ボランティア詰所その他避難所運営に必要なスペースをあらかじめ定めておく。

イ 避難者の生活を確保するための最低限必要な資機材等を計画的に整備するよう努める。

ウ 標示板を設置するなどして市民に周知する。

エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。

(ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、ホワイトボード等

(イ) 運営事務機器の整備：コピー機、パソコン等

(ウ) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(エ) 指定福祉避難所においては、医療的ケアを必要とする者に備え、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

### (3) 避難路の整備

各地域と指定一般避難所、指定福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避

難路は、原則として通学路を選定し、整備を図る。

**様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等  
避難所等**

(4) 避難に関する広報

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ア 指定緊急避難場所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の所在位置
- (ウ) 避難地区分け
- (エ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路
- (オ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の区分
- (カ) その他必要な事項
  - a 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の役割が違うこと
  - b 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

イ 避難のための知識の普及

必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
  - a 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き

避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全か確認しておくこと

b 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

c 洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

d 【警戒レベル5】緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

(ウ) 指定緊急避難場所、一般避難所及び指定福祉避難所滞在中の心得

ウ その他

(ア) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(イ) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(5) 避難所の運営管理体制の整備

ア 市は、避難所運営マニュアルを活用し、市民、自主防災組織及びボランティア等が協力して避難所の運営が行えるよう訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

ウ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

エ 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### 3 防災中枢機能の充実

(1) 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について再生可能エネルギー

ギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

- (2) 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

#### 4 その他の施設

- (1) 大規模災害時の救援物資受入れ施設として、総合体育館を指定する。
- (2) 大規模災害時の医療用救援物資受入れ施設として、総合保健医療センター、保健センターを指定する。

## 第4節 ライフライン施設

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、市は、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、電気事業者、通信事業者と協定を締結し、早期復旧のための協力体制を整備している。

あわせて、県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力に努めるものとする。

### 1 電力施設

#### (1) 受・変電設備

風雨による被害発生のおそれはほとんどないと判断されるが、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器、建物のかさ上げを行ったり、防水壁・防水扉などを設け浸水を防止したりする対策を行う。

#### (2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされ

ているが、飛来物による被害が考えられることから、破損、飛来しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について設計者等に依頼する。

### (3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているので、風水害等の被害を受けても重大な事故に至ることはないと判断されるが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな所を極力避けて、迂回するような慎重な配慮をする。

## 2 ガス施設

### (1) ガス貯蔵・圧送設備

ア 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流出防止等必要な措置を講ずる。

イ 風水害の影響を受けやすいか所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

ウ 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

### (2) ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

## 3 上水道

(1) 主要な水道施設は、必要に応じて強風及び洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(2) 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、浸水防止等の必要な措置を講ずる。

(3) 洪水による水道施設への汚染を防ぐための必要な措置を講ずる。

(4) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

## 4 下水道

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

**様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況**

**災害時における相互連携に関する協定**

## 第4章 防災に関する調査研究

災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、その実態は地域的な特性を有している。防災に関する調査研究に当たっては、広範多岐にわたる相互の緊密な連携を図り、地域の特性に応じた総合的な体制を確立し、その効率的な推進を図る。また、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、具体的な施策の推進に必要な調査研究を実施していく。さらに、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定により指定された河川について、災害危険区域及び避難場所等を具体的に示した洪水ハザードマップの活用を努める。

※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし

### 1 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さ及び強弱、河床の状況、池沼の貯水量等の調査

### 2 地すべり等危険地域

地形、地質、地形のこう配状況、降水、飽和雨量、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況、立木の状況等の調査

### 3 火災危険地域

地勢、気象、建物の状況、工場等特殊施設の配置・構造・取扱品目、消防施設・設備の状況、消防水利、道路状況等の調査

### 4 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

## 第5章 市民等のとるべき措置

注意報又は警報が発令された場合は、市民等は、家庭及び職場においては、次に掲げるような措置を講ずるものとする。

### 1 家庭においてとるべき措置

- (1) 食糧、水、燃料等を3日分以上（可能な限り1週間分程度）は常備し、いつでも取り出せるところに置いておく。
- (2) 家族の集合場所及び連絡方法をあらかじめ決めておく。
- (3) テレビ、ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集し、対策本部等からの情報に注意する。
- (4) 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。
  - ア 避難所や避難路の確認をする。
  - イ 石油類、プロパンガス等の危険物の安全措置をとる。
  - ウ 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の確認をする。
  - エ 浸水のおそれのある箇所については、事前に対策を講ずる。
- (5) 身軽で安全な服装に着替える。
- (6) 自主防災組織は、出動の準備をする。

### 2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。
  - ア 注意報又は警報の情報を収集し、職場内へ伝達する。
  - イ 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
  - ウ 非常持出品を確認する。
  - エ 消防・防災設備を点検し、作動状態を確かめる。
  - オ 不特定多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保対策を確認する。
  - カ 浸水のおそれのある箇所については、事前に対策を講ずる。
- (2) 職場内の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- (3) 職場の条件及び状況に応じ安全な場所で待機する。
- (4) 近くの職場同士で協力し合う。

- (5) 一般車両、危険物車両等の運行は自粛する。
- (6) 工事中の箇所があれば、安全点検を行い、工事を一時中断する。

## 第6章 企業防災の促進

### 第1節 基本方針

#### 1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模災害においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

#### 2 企業防災の促進

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

### 第2節 対策

#### 1 企業の取組

##### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続

計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

## (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、並びに、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (3) 防災体制の強化

地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。

ア 危険物等の管理体制を強化する。

イ 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

ウ 事業所内における防災訓練を強化する。

エ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

オ 地域自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。

## (4) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

## (5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、

地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

## 2 企業防災の促進のための取組

市及び県、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

### (1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

#### ア 普及啓発活動

市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

#### イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定や洪水ハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

### (2) 相談体制等の整備

市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるように、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。